

名古屋市告示第223号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和8年5月8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

施設の名称	委託した相手方
名古屋市北図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 TRC・NKパートナーズ 代表者 谷 一 文 子

2 指定公金事務取扱者に委託した事務

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）第7条第2項に規定する駐車場使用料の徴収事務

名古屋市図書館条例第7条第4項及び名古屋市図書館館則施行要綱第48条の2に規定する収納事務

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年4月1日

名古屋市教育委員会鶴舞中央図書館